

成年後見制度の現状

参考資料6

1. 法定後見制度の概要	1
2. 成年後見制度の利用状況	2
3. 制度の利用促進の取組		
ア. 厚生労働省		
(1) 高齢者関係	10
①制度の普及啓発等	16
②担い手の育成・活用	18
(2) 障害者関係	22
①制度の普及啓発等	29
②担い手の育成・活用	34
イ. 法務省		
①制度の普及啓発等	36
②不正行為の防止	37

内閣府 成年後見制度利用促進委員会事務局
平成28年9月23日

1 . 法定後見制度の概要

精神上の障害により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な方々について、その判断能力を補い、その方々の財産等の権利を擁護する制度

	後 見	保 佐	補 助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など（注1）		
成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な行為		民法13条1項所定の行為 （注2）（注3）（注4）	申立ての範囲内での家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法13条1項所定の行為の一部）
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上 （注2）（注3）（注4）	同上 （注2）（注4）
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（注1）	同左 （注1）
制度を利用した場合の資格などの制限	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど（注5）	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど	

（注1）本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

（注2）民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

（注3）家庭裁判所の審判により、民法13条1項の所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

（注4）日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

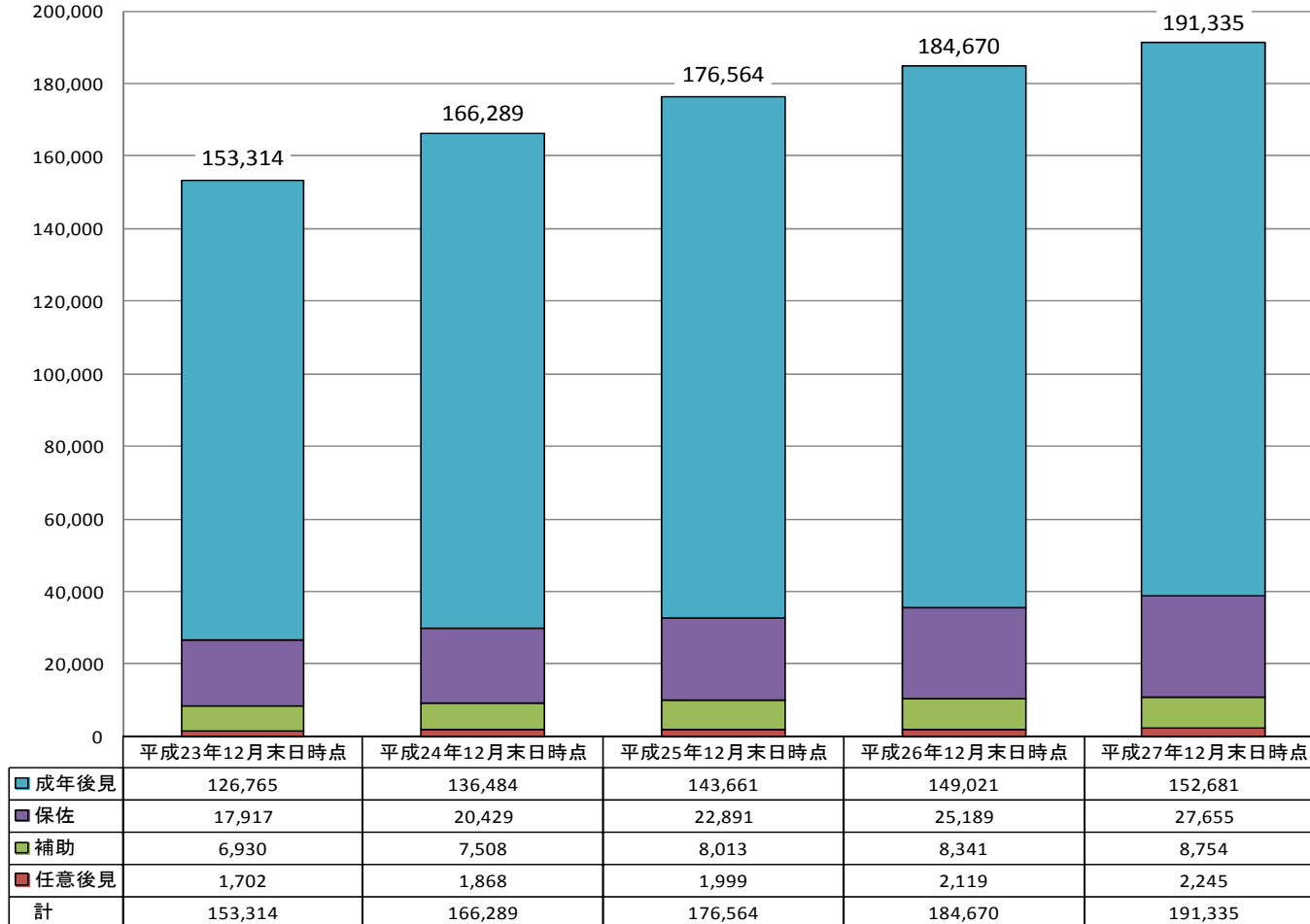
（注5）公職選挙法の改正により、選挙権の制限はなくなりました。

2. 成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用者数の推移(平成23年～平成27年)

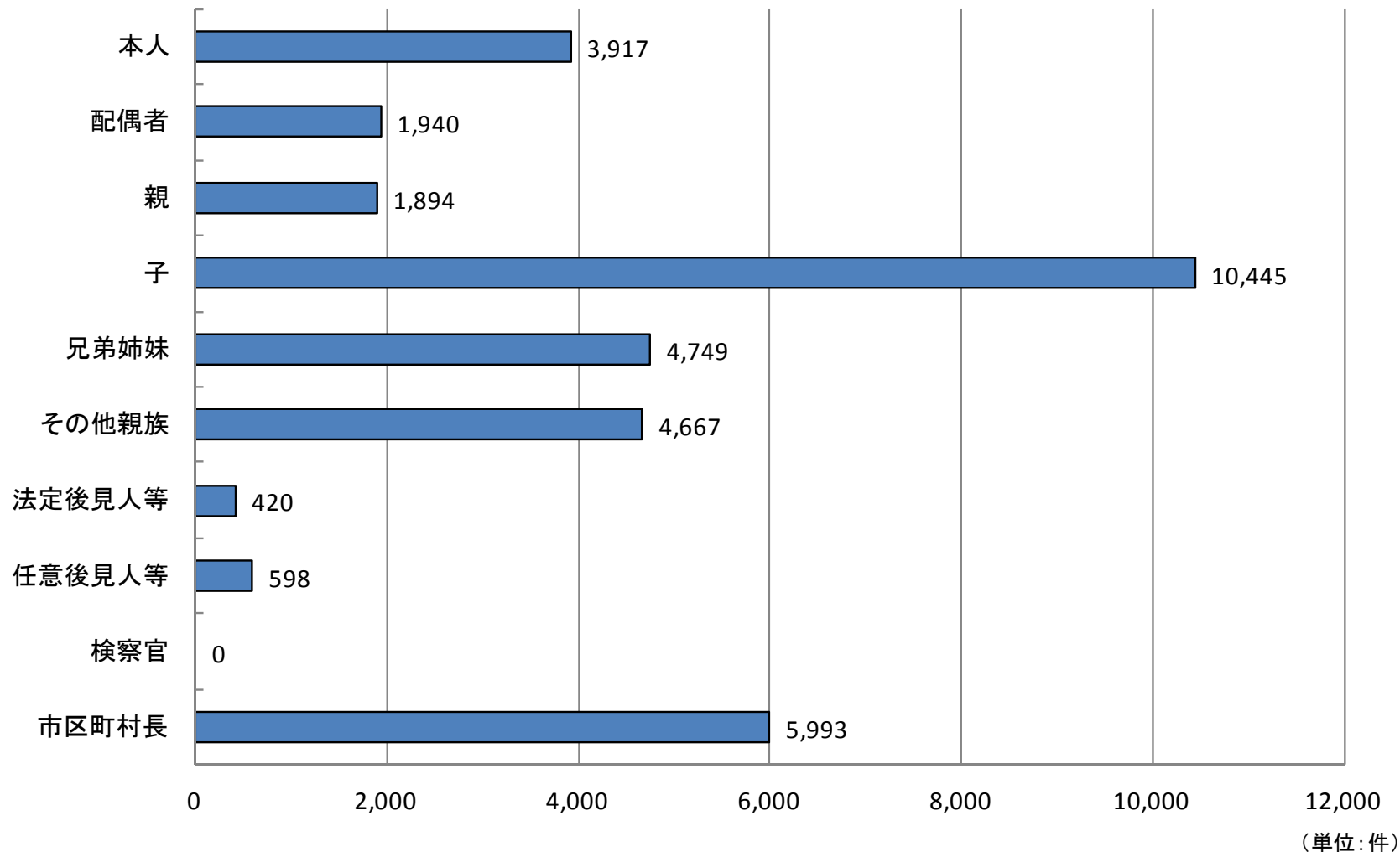
- 成年後見制度の各事件類型における利用者数はいずれも増加傾向にある。
- 平成27年12月末日時点の利用者数については、成年後見の割合が約79.8%、保佐の割合が約14.5%、補助の割合が約4.6%、任意後見の割合が約1.2%となっている。

(単位:人)



申立人と本人との関係別件数(平成27年)

○ 申立人については、本人の子が最も多く全体の約30.2%を占め、次いで市区町村長(約17.3%)、本人の兄弟姉妹(約13.7%)の順となっている。

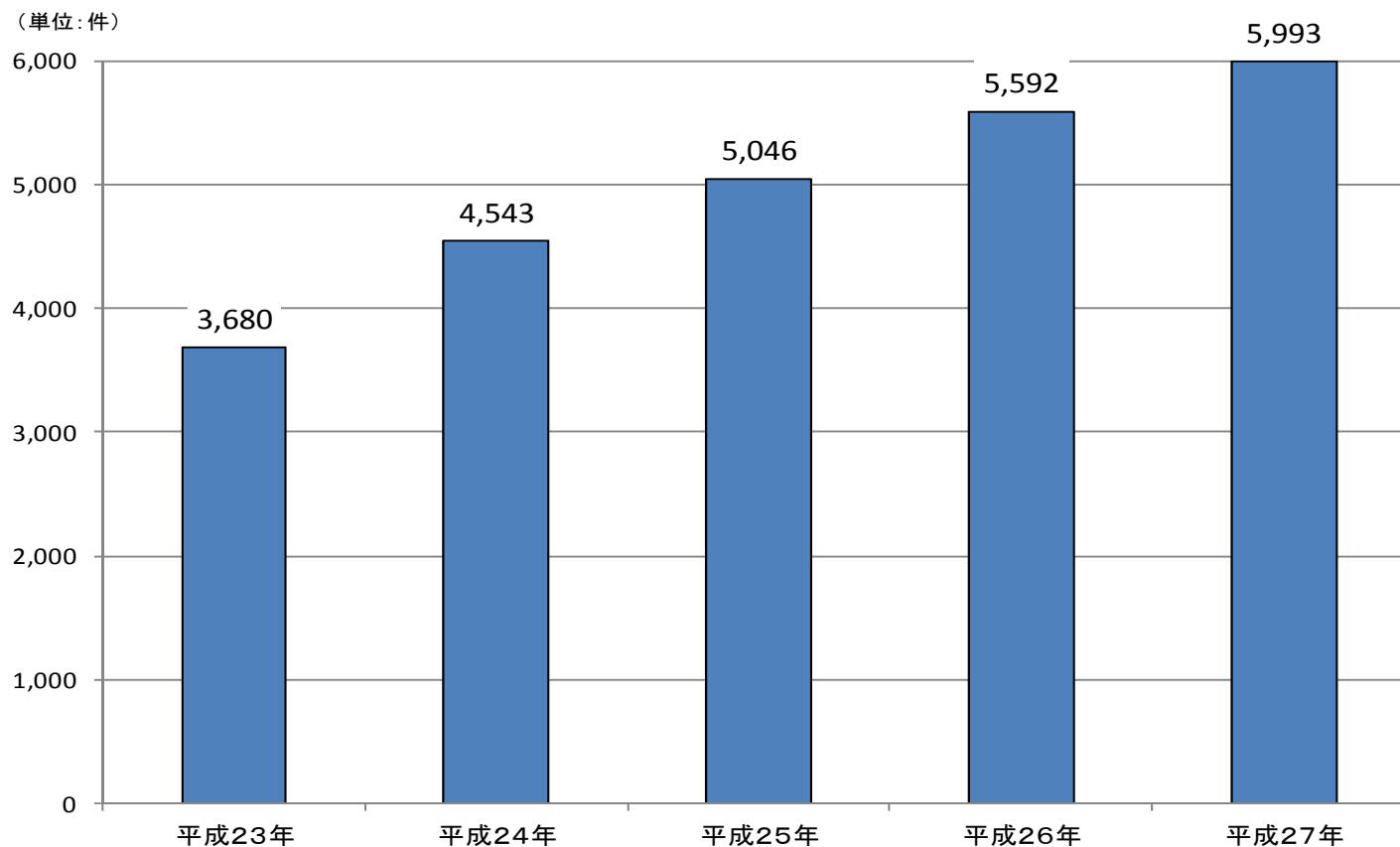


(注1) 後見開始, 保佐開始, 補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

(注2) 「その他親族」とは, 配偶者, 親, 子及び兄弟姉妹を除く, 四親等内の親族をいう。

市区町村長申立件数の推移(平成23年～平成27年)

○ 市区町村長が申し立てた事件数は増加傾向にあり、平成27年は全体の約17.3%となっている。



	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
市区町村長申立件数	3,680	4,543	5,046	5,592	5,993
総数に占める割合	11.7%	13.2%	14.7%	16.4%	17.3%
総数	31,560	34,342	34,215	34,174	34,623

(注) 後見開始, 保佐開始, 補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

都道府県別の市区町村長申立件数(平成27年)

○ 全国の市区町村長申立件数は5,993件であり、総数に占める割合は17.3%である。都道府県別の総数に占める割合は、7.9%～31.8%と地域によってばらつきがある。

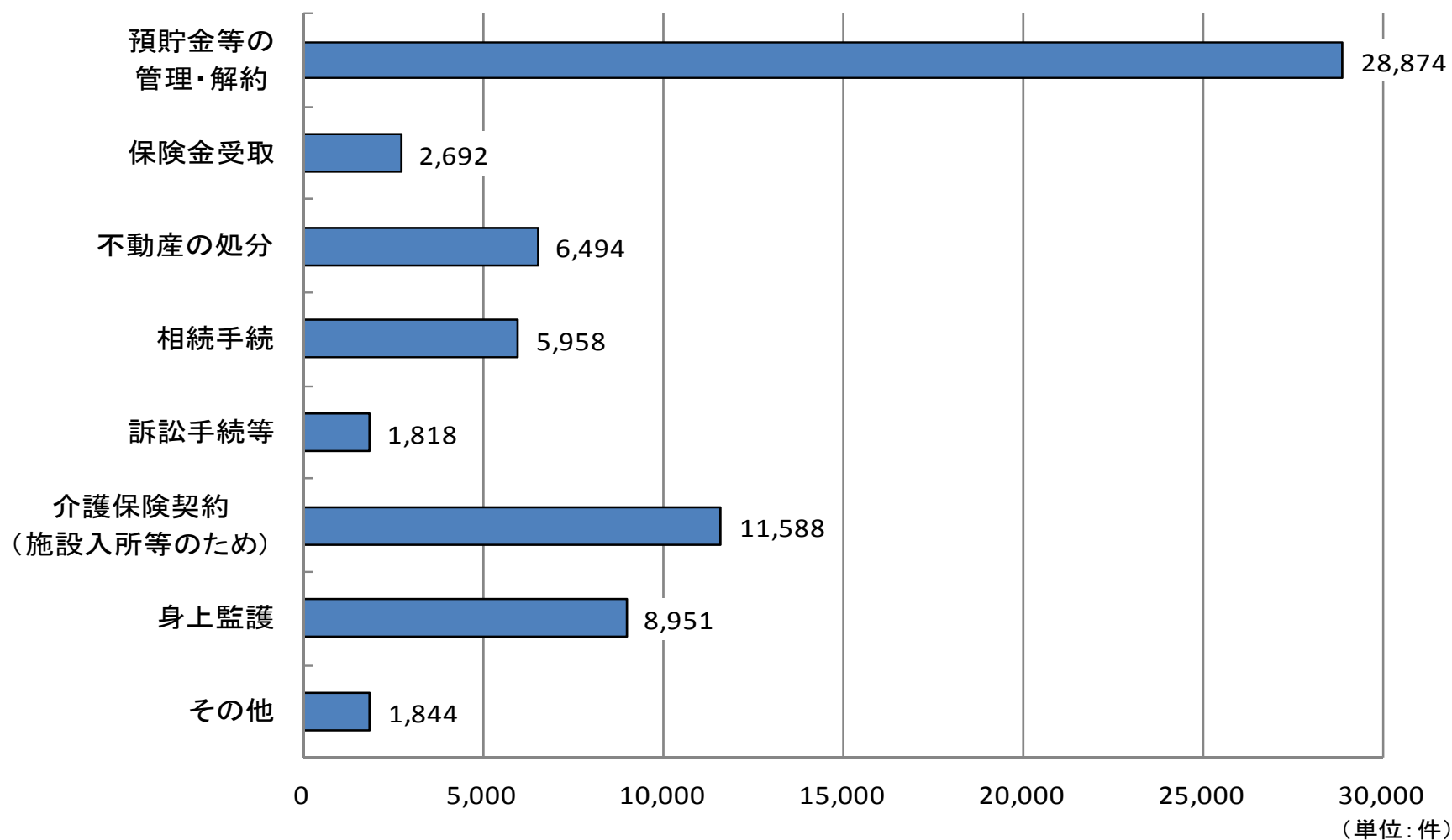
都道府県名	市区町村長申立件数	都道府県ごとの総数	総数に占める割合	都道府県名	市区町村長申立件数	都道府県ごとの総数	総数に占める割合	都道府県名	市区町村長申立件数	都道府県ごとの総数	総数に占める割合
北海道	220件	1,357件	16.2%	石川	36件	365件	9.9%	岡山	208件	849件	24.5%
青森	82件	315件	26.0%	福井	29件	227件	12.8%	広島	121件	824件	14.7%
岩手	25件	297件	8.4%	山梨	62件	206件	30.1%	山口	90件	433件	20.8%
宮城	94件	387件	24.3%	長野	75件	514件	14.6%	徳島	56件	220件	25.5%
秋田	12件	152件	7.9%	岐阜	52件	417件	12.5%	香川	79件	269件	29.4%
山形	81件	255件	31.8%	静岡	106件	1,059件	10.0%	愛媛	71件	337件	21.1%
福島	102件	350件	29.1%	愛知	223件	1,350件	16.5%	高知	48件	238件	20.2%
茨城	62件	477件	13.0%	三重	60件	407件	14.7%	福岡	130件	1,320件	9.8%
栃木	43件	308件	14.0%	滋賀	58件	459件	12.6%	佐賀	34件	239件	14.2%
群馬	45件	431件	10.4%	京都	164件	1,009件	16.3%	長崎	31件	304件	10.2%
埼玉	295件	1,526件	19.3%	大阪	578件	3,117件	18.5%	熊本	85件	427件	19.9%
千葉	262件	1,506件	17.4%	兵庫	229件	1,607件	14.3%	大分	27件	266件	10.2%
東京	998件	5,164件	19.3%	奈良	57件	388件	14.7%	宮崎	73件	324件	22.5%
神奈川	494件	2,592件	19.1%	和歌山	46件	213件	21.6%	鹿児島	52件	343件	15.2%
新潟	59件	635件	9.3%	鳥取	56件	266件	21.1%	沖縄	89件	380件	23.4%
富山	55件	329件	16.7%	島根	39件	165件	23.6%	全国	5,993件	34,623件	17.3%

(注1) 後見開始, 保佐開始, 補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

(注2) 各都道府県所在の家庭裁判所における申立件数である。

申立ての動機別件数(平成27年)

○ 主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、介護保険契約(施設入所等のため)となっている。

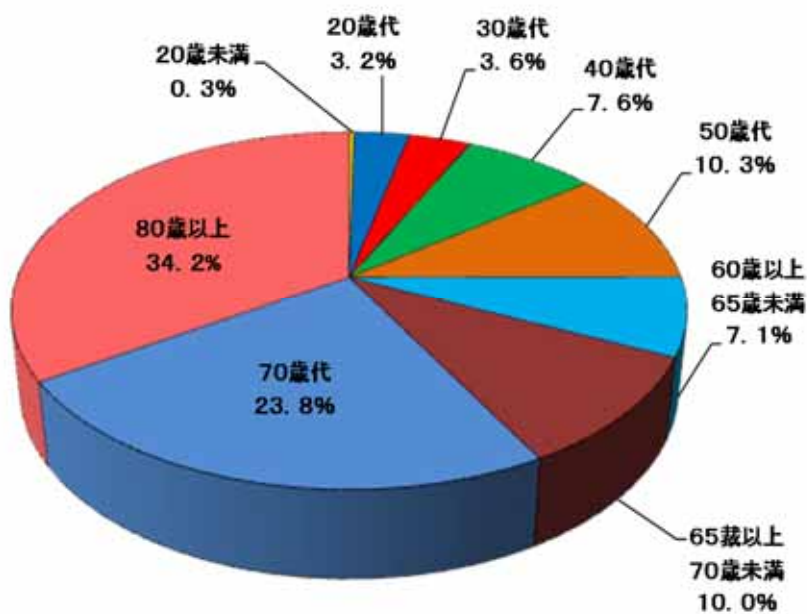


(注) 後見開始, 保佐開始, 補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

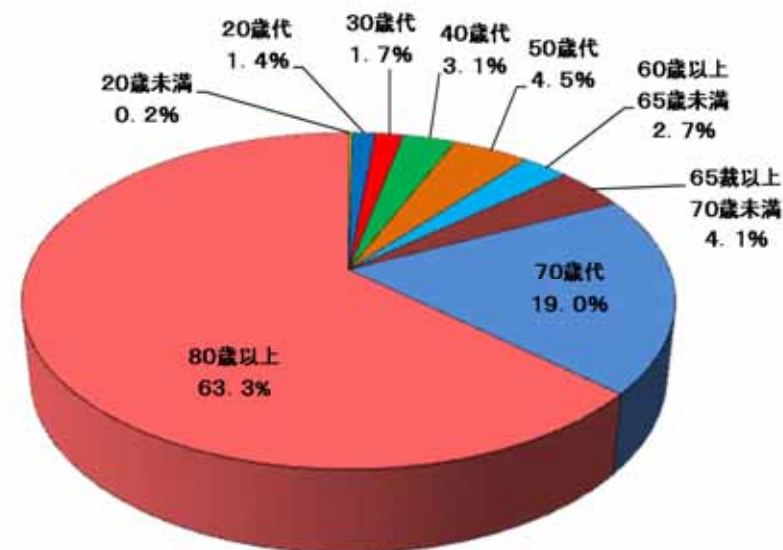
本人の男女別・年齢別割合（平成27年）

- 本人の男女別割合は、男性が約40.5%、女性が約59.5%である。
- 65歳以上の本人は、男性では男性全体の約67.9%を、女性では女性全体の約86.4%を占めている。

（男性）



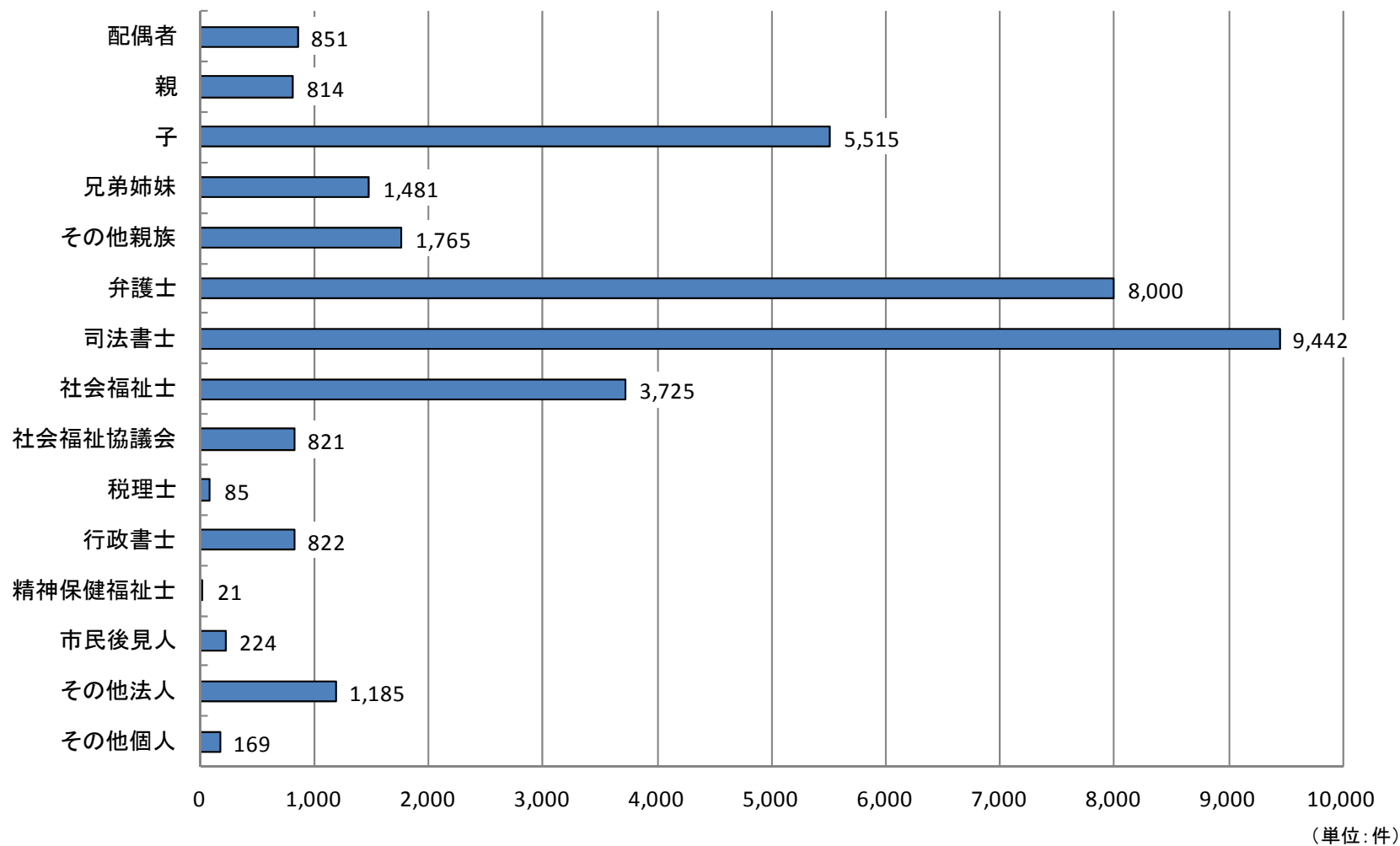
（女性）



- （注1） 後見開始, 保佐開始, 補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。
- （注2） 各項目別割合は, 原則として, 小数点第二位を四捨五入したものであり, 比率の合計が100とまらない場合がある。

成年後見人等と本人との関係別件数(平成27年)

○ 成年後見人等と本人の関係については、親族(配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族)が成年後見人等に選任されたものが全体の約29.9%、親族以外の第三者が選任されたものが全体の約70.1%となっている。



(注1) 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象としている。

(注2) 「その他親族」とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

成年後見制度の利用に係る費用等について

○成年後見制度の申立てに要する費用

- ・ 申立手数料... 収入印紙800円
(保佐・補助の代理権又は同意権付与の申立てをする場合には各800円を追加)
- ・ 登記手数料... 収入印紙2,600円(任意後見は1,400円)
- ・ 送達・送付費用... 郵便切手3,000円～5,000円程度
- ・ 鑑定費用... 鑑定を実施する場合には5万円～10万円程度(一般的な金額であり、鑑定人により異なる)
平成27年に鑑定を実施したものは全体の約9.6%

○成年後見人の報酬について

家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる(民法862条)。

成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人及び任意後見監督人についても同様である。

→ 報酬額は裁判官が事案ごとにふさわしい額を決めているが、後見制度の利用者に向けた参考資料として東京家庭裁判所は「成年後見人等の報酬額のめやす」を公表している。

「成年後見人等の報酬額のめやす」(平成25年1月1日付け東京家庭裁判所、東京家庭裁判所立川支部)より抜粋

➤ 基本報酬

月額2万円。ただし、成年後見人が管理する財産額が1000万円を超え5000万円以下の場合には月額3万円～4万円、管理する財産額が5000万円を超える場合には月額5万円～6万円。

➤ 付加報酬

身上監護等に特別困難な事情があった場合には、基本報酬額の50%の範囲内で相当額の報酬を付加する。また、成年後見人が特別な事務を行った場合には、相当額の報酬を付加することがある。

3. 制度の利用促進の取組 ア. 厚生労働省 (1) 高齢者関係 認知症の人の将来推計について

- 長期の縦断的な認知症の有病率調査を行っている久山町研究のデータから、新たに推計した認知症の有病率(2025年)。
- ✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降一定と仮定した場合:19%。
- ✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降も糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合:20.6%。

※ 久山町研究からモデルを作成すると、年齢、性別、生活習慣病(糖尿病)の有病率が認知症の有病率に影響することがわかった。
本推計では2060年までに糖尿病有病率が20%増加すると仮定した。

- 本推計の結果を、平成25年筑波大学発表の研究報告による2012年における認知症の有病者数462万人にあてはめた場合、2025年の認知症の有病者数は約700万人となる。

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授)による速報値

年	平成24年 (2012)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成52年 (2040)	平成62年 (2050)	平成72年 (2060)
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計 人数/(率)	462万人 15.0%	517万人 15.7%	602万人 17.2%	675万人 19.0%	744万人 20.8%	802万人 21.4%	797万人 21.8%	850万人 25.3%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計 人数/(率)		525万人 16.0%	631万人 18.0%	730万人 20.6%	830万人 23.2%	953万人 25.4%	1016万人 27.8%	1154万人 34.3%

成年後見制度に係る厚生労働省のこれまでの取組

- 今後、認知症高齢者や親族等による成年後見の困難な者が増加すると見込まれることから、
 - ・ 成年後見制度の利用促進を図るとともに、
 - ・ 介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市民後見人の育成と活動支援を推進するため、以下の取組を実施

高齢者関係

取組	取組の名称	時期	取組の内容
法改正	改正老人福祉法 (民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)	平成12年 4月施行	禁治産者・準禁治産者制度を見直し、成年後見制度を創設することに伴い、市町村長に審判の請求権を付与
	改正介護保険法	平成18年 4月施行	地域支援事業の創設に伴い、高齢者に対する虐待防止等の「権利擁護事業()」を必須事業化 成年後見制度に関する情報提供や申立てに当たっての関係機関の紹介等 「成年後見制度利用支援事業(※)」は地域支援事業の任意事業として実施 低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬を助成
	改正老人福祉法 (介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律)	平成24年 4月施行	市町村が、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成や活用を図るための体制整備を図るよう、努力義務規定を新設 → 行政の役割について、法的に位置づけ

高齢者関係

取組	取組の名称	時期	取組の内容
予算措置	市民後見推進事業	平成23年度～26年度	市町村が実施する①市民後見人の養成のための研修、②市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、③市民後見人の適切な活動のための支援への補助
	権利擁護人材育成事業(地域医療介護総合確保基金による事業)	平成27年度～	認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援を切れ目なく、一体的に確保 →人材養成研修、権利擁護人材の資質向上のための支援体制整備
計画策定	認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)	2025(平成37)年まで	・認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進 成年後見制度(特に市民後見人)や法テラスの活用促進、詐欺などの消費者被害の防止、高齢者の虐待防止

老人福祉法の改正

老人福祉法（抜粋） 成年後見（市民後見）関係の条文

（審判の請求）

第32条 市町村長は、65歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する**審判の請求**をすることができる。

平成12年4月1日施行
（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）

（後見等に係る体制の整備等）

第32条の2 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、**研修の実施**、後見等の業務を適正に行うことができる者の**家庭裁判所への推薦その他の必要な措置**を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し**助言その他の援助**を行うように努めなければならない。

平成24年4月1日施行
（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律）

介護保険法について

介護保険法（抜粋）

（地域支援事業）

第115条の45

1～2（略）

3 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業及び前項各号に掲げる事業のほか、厚生労働省令で定めるところにより、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。

一～二（略）

三 その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者（当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。）の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業

「成年後見制度利用支援事業」については、地域支援事業の実施要綱において「介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業」として、位置づけている。

4・5（略）

認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)

～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～の概要

- ・ 高齢者の約4人に1人が認知症の人又はその予備群。高齢化の進展に伴い、認知症の人はさらに増加
2012(平成24)年 462万人(約7人に1人) (新) 2025(平成37)年 約700万人(約5人に1人)
- ・ 認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境整備が必要。

新オレンジプランの基本的考え方

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。

- ・ 厚生労働省が関係府省庁(内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)と共同して策定
- ・ 新プランの対象期間は団塊の世代が75歳以上となる2025(平成37)年だが、数値目標は 介護保険に合わせて2017(平成29)年度末等
- ・ 策定に当たり認知症の人やその家族など様々な関係者から幅広く意見を聴取

七つの柱

- ①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③若年性認知症施策の強化
- ④認知症の人の介護者への支援
- ⑤認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- ⑥認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
- ⑦認知症の人やその家族の視点の重視

ア. 厚生労働省 (1) 高齢者関係 ① 制度の普及啓発等

成年後見制度利用支援事業 (高齢者関係)

1. 事業内容

市町村が次のような取組を行う場合に、国として交付金を交付する。(平成13年度から実施)

(1) 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施

地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布

高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催
後見事務等を廉価で実施する団体等の紹介等

(2) 成年後見制度の利用に係る経費に対する助成

対象者: 成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者

(例) 介護保険サービスを利用しようとする身寄りのない重度の認知症高齢者

助成対象経費

- ・ 成年後見制度の申立てに要する経費(申立手数料、登記手数料、鑑定費用など)
- ・ 後見人・保佐人等の報酬の一部等

2. 予算額: 地域支援事業交付金1,030億円の内数(平成28年度予算)

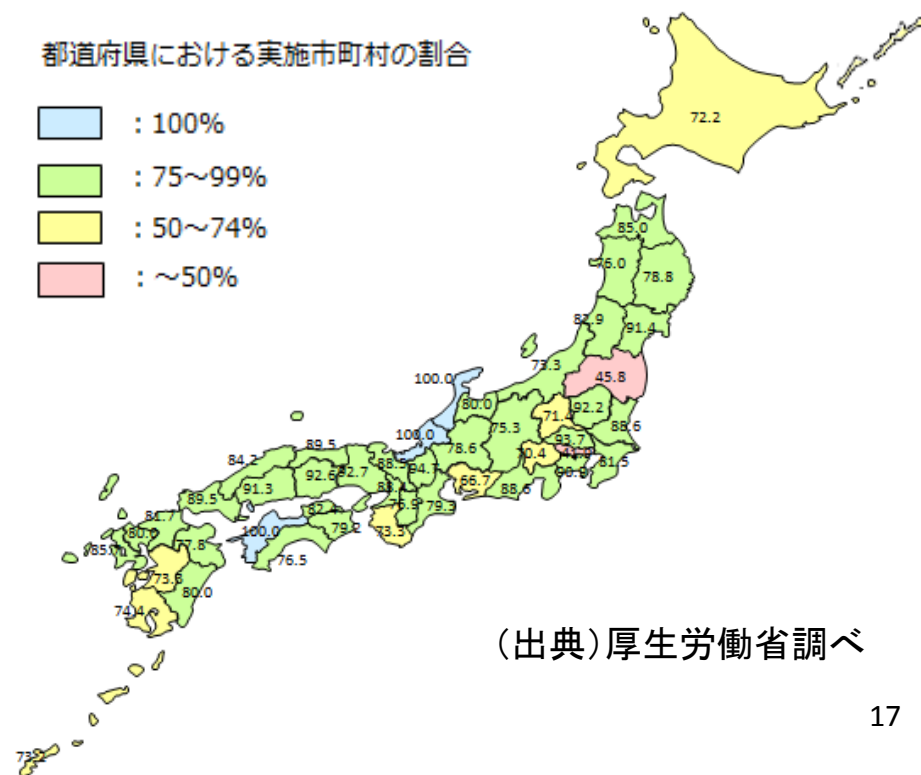
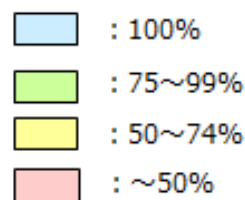
3. 事業実施状況: 1,369市町村(全市町村の78.6%) (平成27年4月1日現在)

平成27年度成年後見制度利用支援事業の実施について

(値は市区町村数)

都道府県名	実施 市区町村数	後見人等 への助成	申立経費 の助成	利用促進広報 普及活動	都道府県名	実施 市区町村数	後見人等 への助成	申立経費 の助成	利用促進広報 普及活動
北海道	129 (72.1%)	110	116	70	徳島県	19 (79.2%)	12	18	9
青森県	34 (85.0%)	30	31	14	香川県	14 (82.4%)	13	13	11
岩手県	26 (78.8%)	23	24	18	愛媛県	20 (100.0%)	18	14	10
宮城県	32 (91.4%)	30	29	17	高知県	26 (76.5%)	23	23	11
秋田県	19 (76.0%)	13	13	13	福岡県	49 (81.7%)	46	38	17
山形県	29 (82.9%)	23	27	12	佐賀県	16 (80.0%)	14	12	5
福島県	27 (45.8%)	23	22	13	長崎県	18 (85.7%)	16	16	9
茨城県	39 (88.6%)	29	36	21	熊本県	33 (73.3%)	27	25	18
栃木県	23 (92.0%)	21	21	13	大分県	14 (77.8%)	12	13	3
群馬県	25 (71.4%)	22	20	10	宮崎県	21 (80.8%)	20	19	9
埼玉県	59 (93.7%)	54	52	39	鹿児島県	32 (74.4%)	25	26	16
千葉県	44 (81.5%)	42	38	23	沖縄県	30 (73.2%)	28	27	15
東京都	26 (41.9%)	22	20	15	合計	1369 (78.6%)	1197	1183	738
神奈川県	30 (90.9%)	29	28	20					
新潟県	22 (73.3%)	21	19	15					
富山県	12 (80.0%)	11	10	8					
石川県	19 (100.0%)	18	15	11					
福井県	17 (100.0%)	16	16	10					
山梨県	19 (70.4%)	18	19	12					
長野県	58 (75.3%)	47	52	31					
岐阜県	33 (78.6%)	24	28	23					
静岡県	31 (88.6%)	25	25	15					
愛知県	36 (66.7%)	30	26	19					
三重県	23 (79.3%)	19	19	15					
滋賀県	18 (94.7%)	17	16	11					
京都府	23 (88.5%)	22	21	11					
大阪府	38 (88.4%)	37	33	21					
兵庫県	38 (92.7%)	31	35	23					
奈良県	30 (76.9%)	29	26	15					
和歌山県	22 (73.3%)	17	18	7					
鳥取県	17 (89.5%)	16	14	11					
島根県	16 (84.2%)	12	13	10					
岡山県	25 (92.6%)	25	22	16					
広島県	21 (91.3%)	20	18	15					
山口県	17 (89.5%)	17	17	8					

都道府県における実施市町村の割合



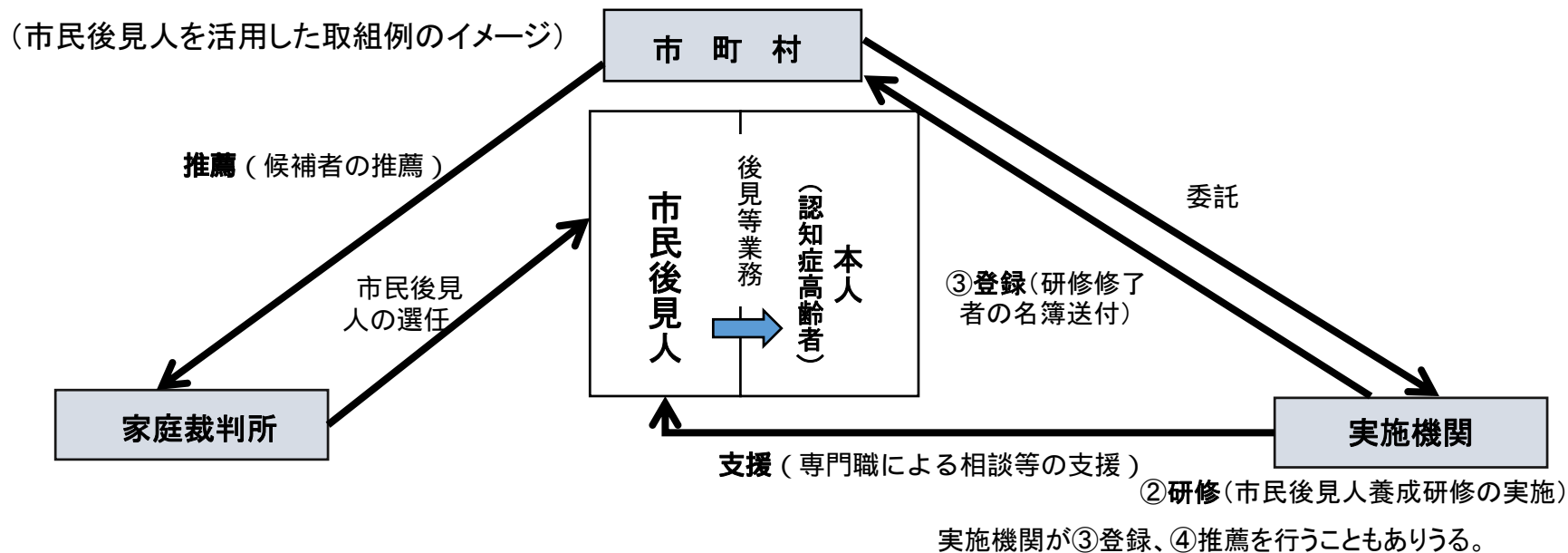
(出典)厚生労働省調べ

ア. 厚生労働省 (1) 高齢者関係 ② 担い手の育成・活用

市民後見人の育成及び活用

今後、親族等による成年後見の困難な者が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市町村は、市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって権利擁護を推進することとする。

- 1 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）における認知症の人の数（推計）
 - 2012（平成24）年：約462万人（65歳以上高齢者の約7人に1人）
 - 2025（平成37）年：約700万人前後（65歳以上高齢者の約5人に1人）
- 2 成年後見関係事件の申立件数は年々増加傾向（平成26年 34,373件）
 - そのうち首長申立の件数 2,471件（平成21年） 4,543件（平成24年） 5,993件（平成27年）



市民後見推進事業

(平成23年度から26年度まで実施)

1. 目的

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴う成年後見制度の需要の増大に対応するため、弁護士などの専門職のみでなく、市民を含めた後見人(以下「市民後見人」という。)も後見等の業務を担えるよう、市町村(特別区含む)で市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域での市民後見人の活動を推進する取組を支援するもの。

2. 事業内容

(1) 市民後見人養成のための研修の実施

- ア 研修対象者:市民後見人として活動することを希望する地域住民
- イ 研修内容等:市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、市民後見人の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容である研修カリキュラムを作成するものとする。

(2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

- ア 市民後見人の活用等のための地域の実態把握
- イ 市民後見推進のための検討会等の実施

(3) 市民後見人の適正な活動のための支援

- ア 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、市民後見人が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築
- イ 市民後見人養成研修修了者等の後見人候補者名簿への登録から、家庭裁判所への後見候補者の推薦のための枠組の構築

(4) その他、市民後見人の活動の推進に関する事業

3. 予算額・実施状況

平成23年度	予算1.1億円、	実施個所	37市区町	(26都道府県)
平成24年度	予算2.1億円、	実施個所	87市区町	(33都道府県)
平成25年度	予算2.1億円、	実施個所	128市区町村	(34都道府県)
平成26年度	予算2.1億円、	実施個所	158市区町村	(36都道府県)

認知症高齢者等の権利擁護に関する取組の推進

概要

今後、高齢化に伴い認知症高齢者等の増加が見込まれる中、認知症高齢者等がその判断能力に応じて必要な介護や生活支援サービスを受けながら日常生活を過ごすことができるよう、認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、認知症高齢者等の権利擁護に関する取組を推進。

事業内容

○ 成年後見制度の普及・利用促進

平成28年度予算 **地域支援事業(1,030億円)の内数**

成年後見制度利用促進のための広報・普及を行うとともに、低所得の高齢者に係る成年後見制度の申し立てに要する経費や成年後見人等に対する報酬の助成等を行う。

○ 認知症高齢者等の権利擁護に関わる人材の育成とその活動を支援する体制の整備

平成28年度予算 **地域医療介護総合確保基金(介護分)(483億円)の内数**

市民後見人等の権利擁護人材の養成研修を実施するとともに、権利擁護人材の資質向上のための継続的なフォローアップや専門職からのバックアップがなされる支援体制の構築を推進する。

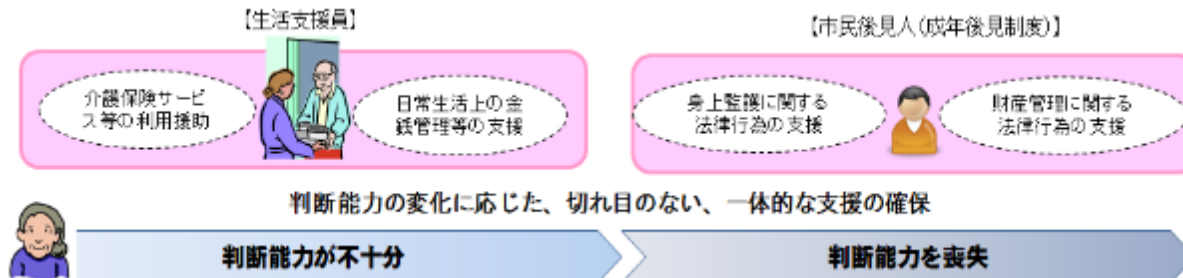
実施状況: 権利擁護人材育成事業 → 230市町村(平成27年度)

○ 市民後見人育成・活用推進事業【新規】

平成28年度予算 **20百万円**

家庭裁判所の管轄する地域等において広域的に市町村及び関係機関が連携する協議会を設置し、市民後見人の育成及び活用の促進を図る。

【権利擁護人材育成事業等】



権利擁護人材育成事業

1. 事業内容

認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。

【事業例】

(1) 権利擁護人材の養成研修の実施

- ・成年後見制度の利用に至る前の段階で、介護サービスの利用援助等を行う「生活支援員」や成年後見制度の下で、身上監護等の支援を行う「市民後見人」を養成

(2) 権利擁護人材の資質向上のための支援体制の構築

- ・家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦や市民後見人等からの定期的な報告を踏まえた適切な助言・指導など、権利擁護活動の安定的かつ適正に実施するための支援
- ・弁護士、司法書士、法テラス、社会福祉士等専門職との連絡会議の開催など、事案解決能力の向上を図るための取組

2. 事業創設年度 平成27年度(平成23年～26年は市民後見推進事業において実施)

3. 平成28年度予算 地域医療介護総合確保基金(介護分)483億円の内数

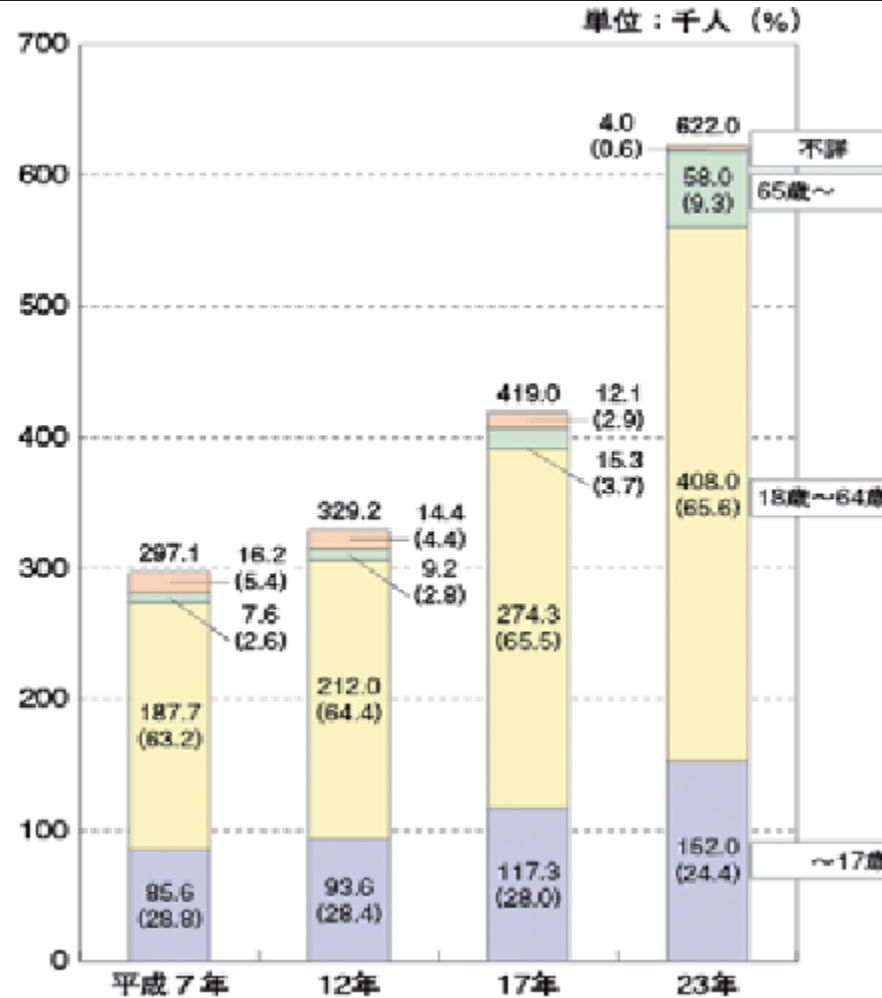
4. 事業実施状況(平成27年度実績:230自治体)

- ・市民後見人の養成: 230カ所
- ・日常生活自立支援事業との連携: 89カ所
- ・家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦: 63カ所
- ・市民後見人等からの定期的な報告をふまえた適切な助言・指導: 87カ所
- ・専門職との連携体制の構築(専門職との連絡会議の開催など): 127カ所
- ・実務的支援組織(成年後見支援センター等)の設置: 110カ所

3. 制度の利用促進の取組 ア. 厚生労働省(2)障害者関係

年齢階層別障害者数の推移(知的障害児・者(在宅))

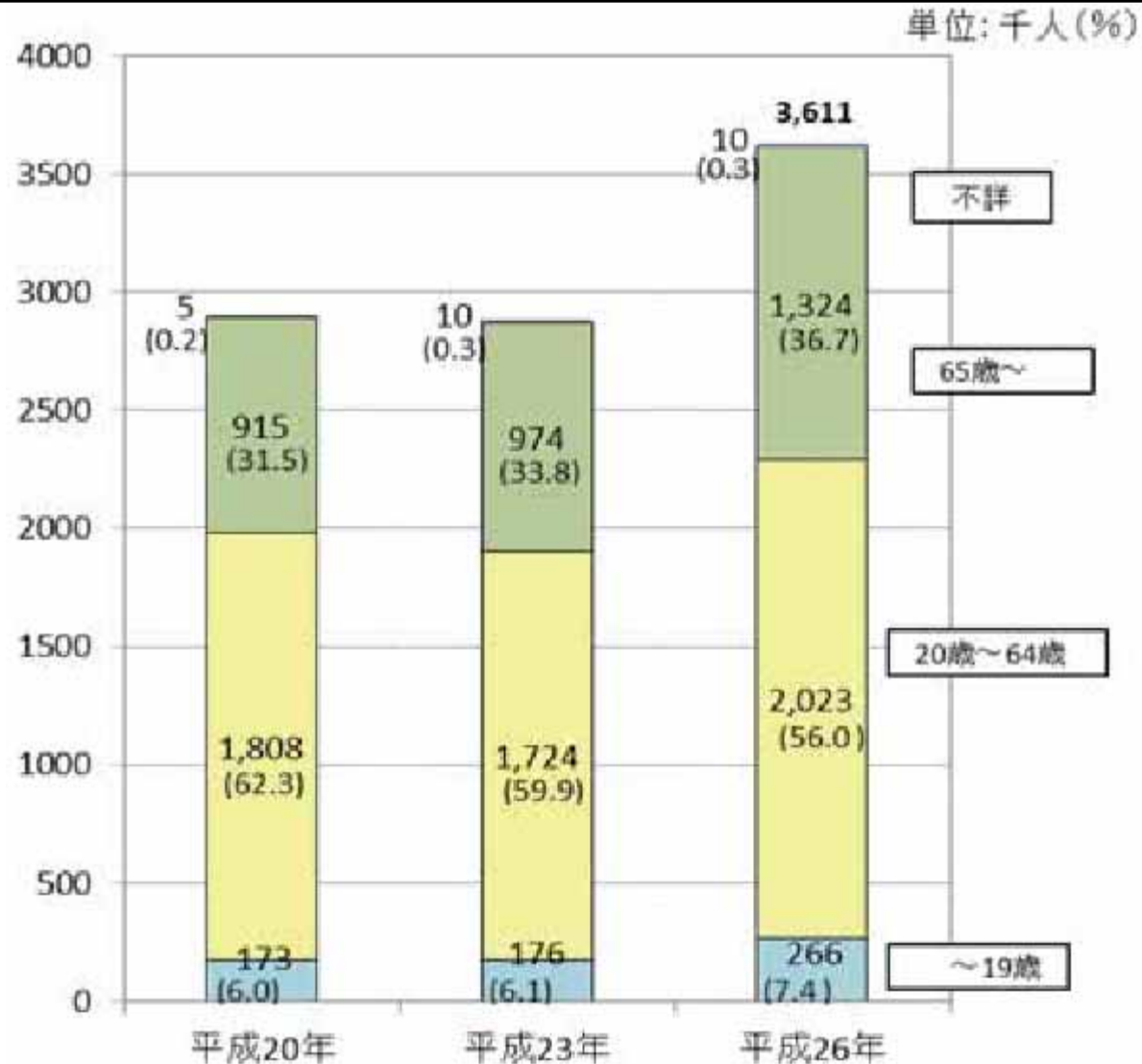
○ 知的障害者の推移をみると、平成17年と比較して約20万人増加した。これは以前に比べ、知的障害に対する認知度が高くなり、療育手帳取得者の増加が要因の一つと考えられる。



資料：厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」(～平成17年)、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(平成23年)

年齢階層別障害者数の推移(精神障害者・外来)

○ 外来の精神障害者361.1万人の年齢階層別の内訳をみると、20歳未満26.6万人(7.4%)、20歳以上65歳未満202.3万人(56.0%)、65歳以上132.4万人(36.7%)となっており、65歳以上の割合の推移をみると、平成20年から平成26年までの6年間で、65歳以上の割合は31.5%から36.7%へと上昇しており、かつ、我が国全体の高齢化率26%を上回る水準となっている。



資料: 厚生労働省「患者調査」より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

成年後見制度に係る厚生労働省のこれまでの取組

障害者関係

取組	取組の名称	時期	取組の内容
法改正	改正障害者自立支援法 (障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律) 【議員立法】	平成24年 4月施行	「成年後見制度利用支援事業()」を市町村地域生活支援事業の必須事業化 知的・精神障害者成年後見制度の利用に当たって必要となる費用について、助成を受けなければ利用が困難な者に対して助成。
	障害者総合支援法 (地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律)	平成25年 4月施行	・事業者の努力義務として、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、常に障害者等の立場に立って支援を行うことを明確化 ・後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用を図るための研修事業を市町村地域生活支援事業の必須事業として追加
	改正知的障害者福祉法 (地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律)	平成25年 4月施行	市町村が、後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るための体制整備を図るよう、努力義務規定を新設 → 行政の役割について、法的に位置付け

障害者関係

取組	取組の名称	時期	取組の内容
法改正	改正精神保健及び精神障害者福祉法 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律)	平成26年4月施行	・市町村が、後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るための体制整備を図るよう、努力義務規定を新設 → 行政の役割について、法的に位置付け

※ なお、第180回通常国会で成立した法律の附則において、障害者総合支援法の施行後3年を目途として、「障害者の意思決定支援の在り方」及び「障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方」について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとされている。

取組	取組の名称	時期	取組の内容
予算措置	地域生活支援事業	平成24年度	「成年後見制度利用支援事業()」を市町村地域生活支援事業の必須事業として追加 平成18年度から事業開始 「成年後見制度普及啓発等事業()」を都道府県・市町村地域生活支援事業のメニュー事業として追加 成年後見制度の利用促進のための普及啓発や法人後見の立ち上げを支援
		平成25年度	「成年後見制度法人後見支援事業()」を市町村地域生活支援事業の必須事業として追加 市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援

知的障害者福祉法の改正

知的障害者福祉法（抜粋） 成年後見関係の条文

（審判の請求）

第二十八条 市町村長は、知的障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認められるときは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する**審判の請求**をすることができる。

平成12年4月1日施行
（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）

（後見等を行う者の推薦等）

第二十八条の二 市町村は、前条の規定する審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下、この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の**家庭裁判所への推薦その他の必要な措置**を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し**助言その他の援助**を行うように努めなければならない。

平成25年4月1日施行
（地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（抜粋）

成年後見関係の条文

（審判の請求）

第51条の11の2 市町村長は、精神障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に規定する**審判の請求**をすることができる。

平成12年4月1日施行
（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）

（後見等を行う者の推薦等）

第51条の11の3 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下この条において「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の**家庭裁判所への推薦その他の必要な措置**を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し**助言その他の援助**を行うように努めなければならない。

平成26年4月1日施行
（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律）

「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へ改正

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

成年後見関係の条文

(市町村の地域生活支援事業)

第77条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一～三（略）

四 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものにつき、当該費用のうち厚生労働省令で定める費用を支給する事業

五 障害者に係る民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業

六 以下（略）

第77条第1項第4号 平成24年4月1日施行

（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律）

第77条第1項第5号 平成25年4月1日施行

（地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律）

ア. 厚生労働省 (2) 障害者関係 ① 制度の普及啓発等

成年後見制度利用支援事業(障害者関係)

1. 目的

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

平成24年度から市町村地域生活支援事業の必須事業化

3. 事業創設年度

平成18年度

4. 平成28年度予算(障害者関係)

地域生活支援事業464億円の内数

【市町村事業 補助率】国1/2以内、都道府県1/4以内で補助

5. 事業実施状況(障害者関係)

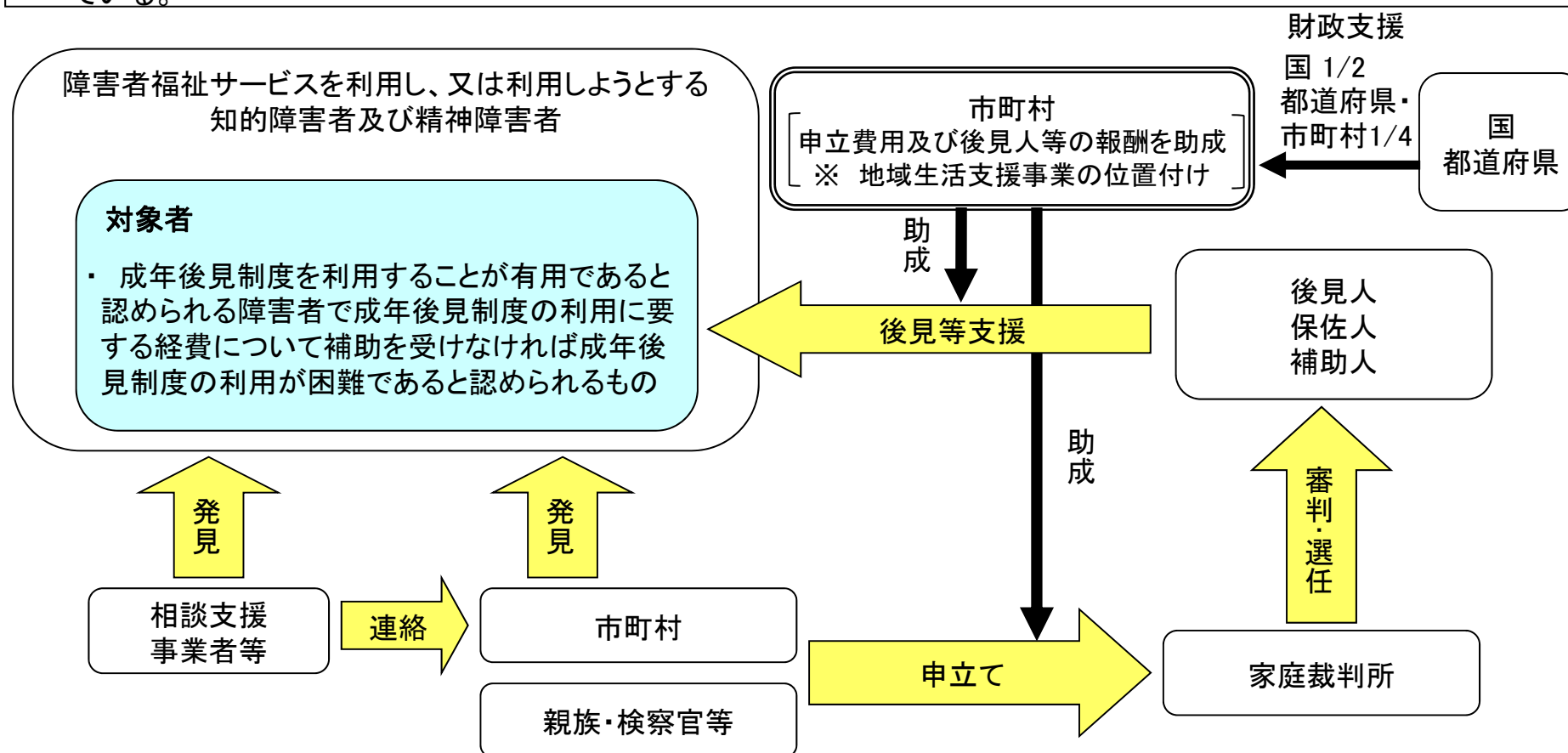
平成27年4月1日現在 1,414市町村

成年後見制度利用支援事業の必須事業化

対象者は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるもの。

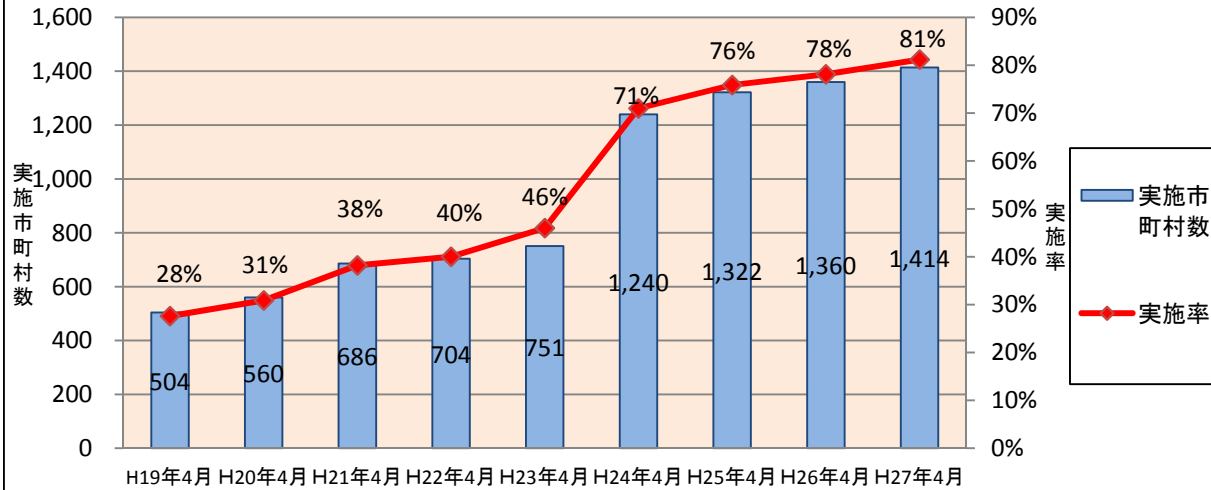
→ 助成費用(厚生労働省令で定める費用)は、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部とする。

※ 平成24年度より、地域生活支援事業費補助金において、成年後見制度利用支援事業を国庫補助の対象としている。



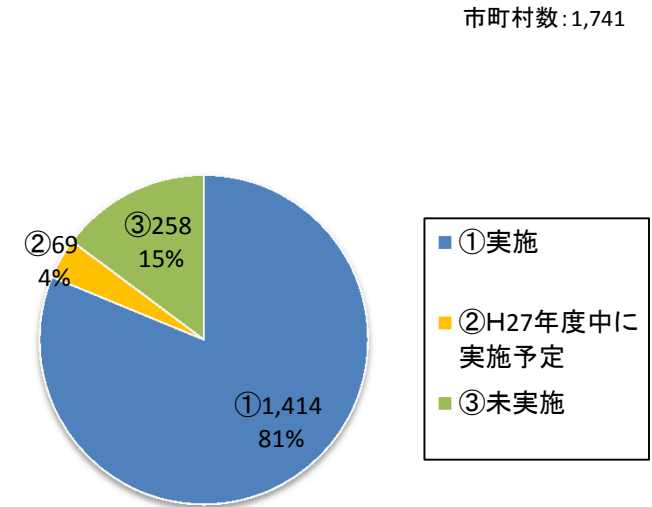
成年後見制度利用支援事業について

成年後見制度利用支援事業の実施状況(経年比較)

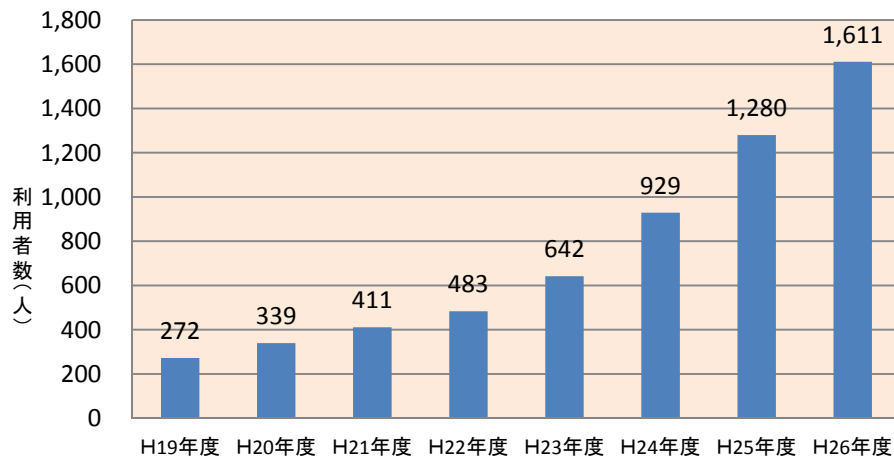


平成23年4月1日の実施状況は、被災3県を除くデータ。

成年後見制度利用支援事業の実施状況

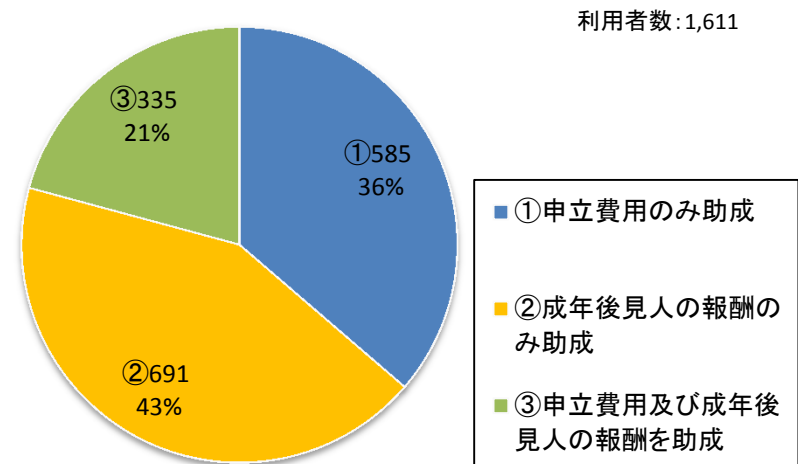


成年後見制度利用支援事業の利用者数(経年比較)



平成22年度の利用者数は、被災3県を除くデータ。

成年後見制度利用支援事業の利用者数(助成対象別)

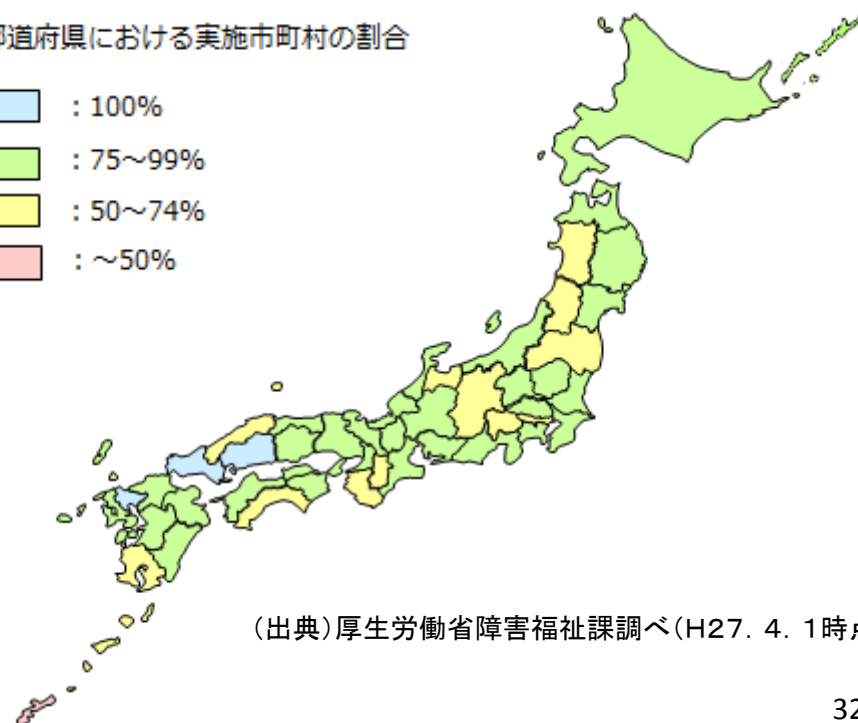
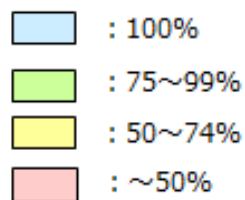


成年後見制度利用支援事業の実施状況について（障害者関係）

都道府県名	実施 市区町村数	申立費用 のみ助成 (人)	成年後見人 の報酬のみ 助成(人)	申立費用及び 成年後見人の 報酬を助成(人)
北海道	144 (80.4%)	24	18	16
青森県	34 (85.0%)	5	10	0
岩手県	26 (78.8%)	4	0	1
宮城県	27 (77.1%)	10	4	19
秋田県	18 (72.0%)	0	3	0
山形県	23 (65.7%)	11	3	0
福島県	33 (55.9%)	6	4	8
茨城県	42 (95.5%)	2	11	6
栃木県	22 (88.0%)	9	8	0
群馬県	33 (94.3%)	3	4	10
埼玉県	62 (98.4%)	34	29	37
千葉県	53 (98.1%)	24	63	10
東京都	38 (61.3%)	46	11	7
神奈川県	31 (93.9%)	72	122	2
新潟県	29 (96.7%)	6	33	2
富山県	11 (73.3%)	3	8	0
石川県	16 (84.2%)	3	1	0
福井県	15 (88.2%)	3	3	0
山梨県	20 (74.1%)	2	5	1
長野県	57 (74.0%)	11	3	2
岐阜県	34 (81.0%)	3	3	0
静岡県	29 (82.9%)	12	15	1
愛知県	46 (85.2%)	45	40	63
三重県	23 (79.3%)	4	7	0
滋賀県	17 (89.5%)	8	15	0
京都府	22 (84.6%)	10	58	1
大阪府	40 (93.0%)	40	39	63
兵庫県	39 (95.1%)	22	23	8
奈良県	26 (66.7%)	5	7	0
和歌山県	19 (63.3%)	5	3	2
鳥取県	18 (94.7%)	2	0	19
島根県	14 (73.7%)	6	9	6
岡山県	24 (88.9%)	22	35	25
広島県	23 (100.0%)	8	7	0
山口県	19 (100.0%)	10	9	0

都道府県名	実施 市区町村数	申立費用 のみ助成 (人)	成年後見人 の報酬のみ 助成(人)	申立費用及び成 年後見人の報酬 を助成(人)
徳島県	18 (75.0%)	4	4	0
香川県	15(88.2%)	1	2	23
愛媛県	17 (85.0%)	2	4	2
高知県	24 (70.6%)	4	4	0
福岡県	54 (90.0%)	34	15	0
佐賀県	20 (100.0%)	3	4	0
長崎県	20 (95.2%)	7	2	0
熊本県	35 (77.8%)	26	12	0
大分県	15 (83.3%)	1	0	0
宮崎県	22 (84.6%)	9	9	0
鹿児島県	28 (65.1%)	4	3	0
沖縄県	19 (46.3%)	10	19	1
合計	1,414 (81.2%)	585	691	335

都道府県における実施市町村の割合



(出典)厚生労働省障害福祉課調べ(H27. 4. 1時点)

成年後見制度普及啓発

(障害者関係)

1. 目的

成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。
[地域生活支援事業費補助金]

2. 実施主体

市町村又は都道府県(共同実施も可能)(指定相談支援事業者等へ委託することができる)。

3. 事業内容

成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う。

4. 事業創設年度

平成24年度

5. 平成28年度予算

地域生活支援事業464億円の内数

6. 事業実施状況

平成27年4月1日現在 190市町村

ア. 厚生労働省 (2)障害者関係 ②担い手の育成・活用

成年後見制度法人後見支援事業

(障害者関係)

1. 目的

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

(1)法人後見実施のための研修

ア 研修対象者 法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等

イ 研修内容等 市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、法人後見に要する運営体制、財源確保、障害者等の権利擁護、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活動も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容の研修カリキュラムを作成するものとする。

(2)法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

ア 法人後見の活動等のための地域の実態把握

イ 法人後見推進のための検討会等の実施

(3)法人後見の適正な活動のための支援

ア 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

(4)その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

3. 事業創設年度

平成25年度

市町村地域生活支援事業の必須事業

4. 平成28年度予算(障害者関係)

地域生活支援事業464億円の内数

市民後見人を活用した法人後見への支援

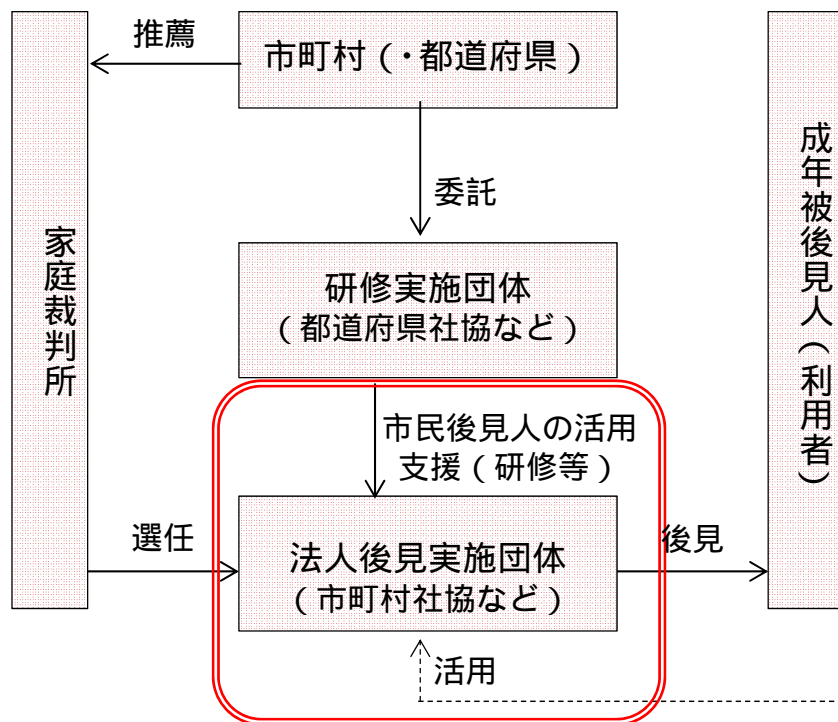
障害者総合支援法（平成25年4月1日施行）

第七十七条（市町村の地域生活支援事業）

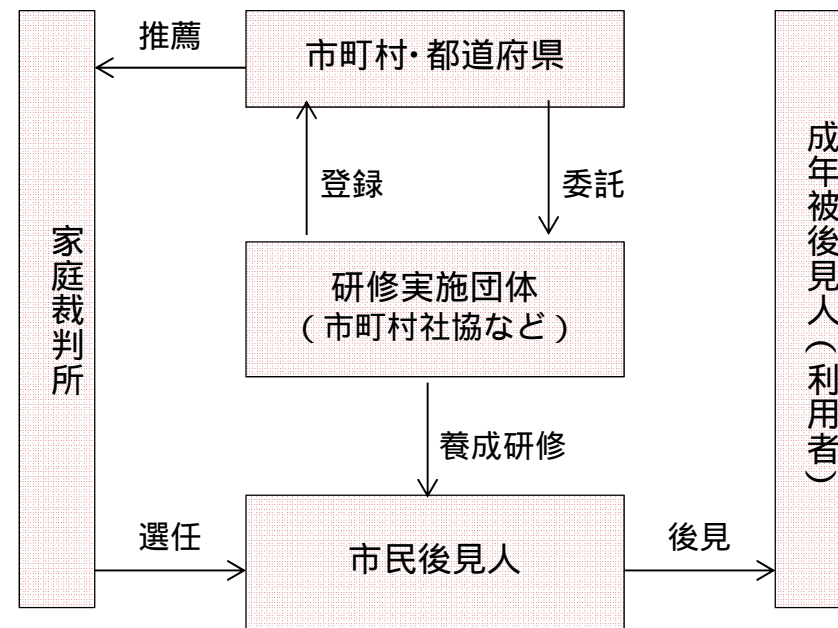
市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

五 障害者の民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する後見、補佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業。

【法人後見への支援】



（参考）



平成28年度予算(案)

地域生活支援事業464億円の内数

【市町村事業 補助率】国1/2以内、都道府県1/4以内で補助

3. 制度の利用促進の取組 イ. 法務省 ①制度の普及啓発等

成年後見制度に関する広報啓発の取組み

○成年後見制度の国民への周知等

<現状と課題>

・現状

(法務省)

「成年後見制度」について分かりやすく説明したパンフレットやウェブサイトを作成し、同制度の概要等を広く国民に周知している。

家庭裁判所においても、「成年後見制度」に関するパンフレットやリーフレットを作成し、同制度を利用しようとする方に向けて、制度の概要や手続の流れ等について案内している。

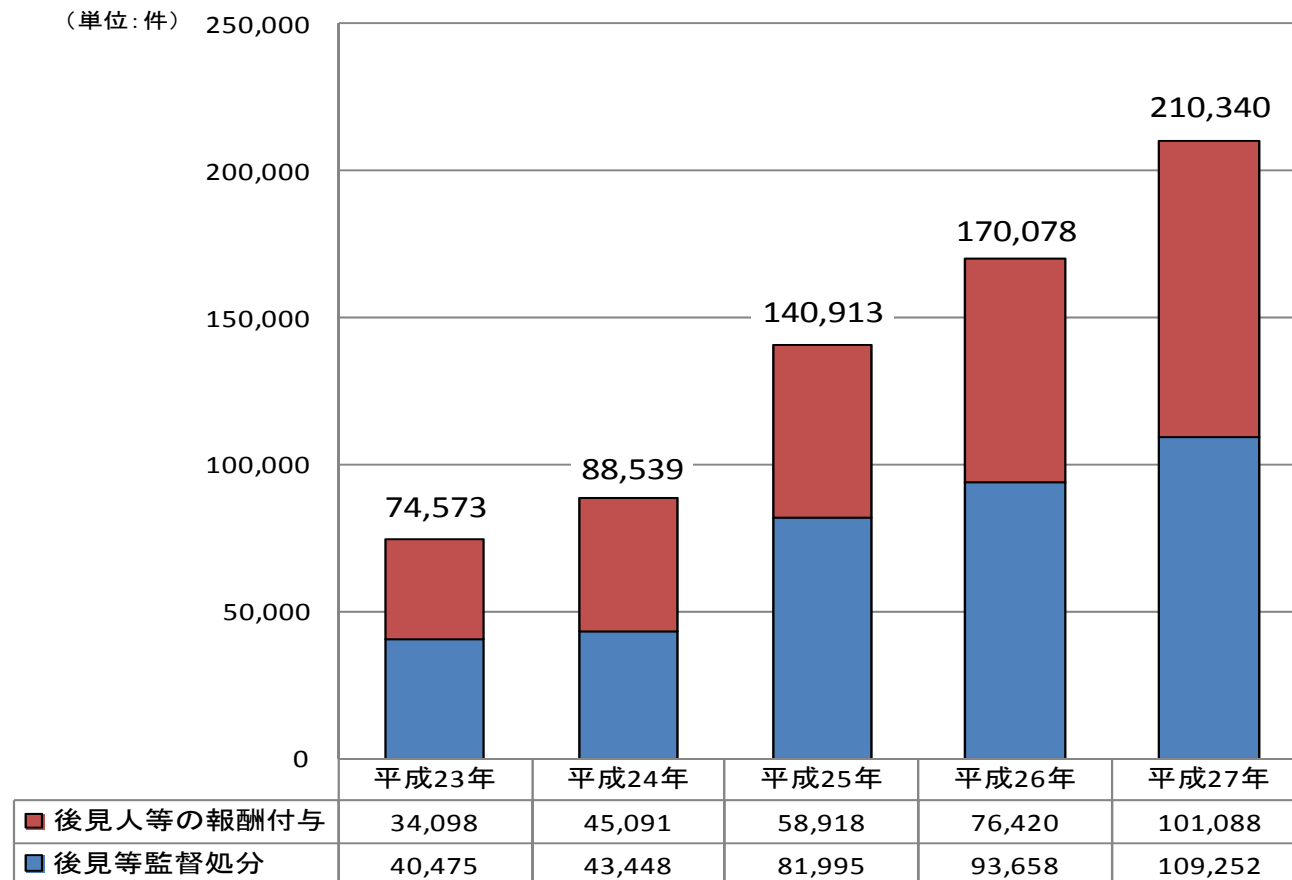
・課題

知的障害・精神障害・認知症等の利用対象者の数に比べ、成年後見制度の利用者数が少ないこと、特に、保佐・補助及び任意後見の利用が低調であることから、これらを含めた成年後見制度全体の更なる周知を図る必要がある。

イ. 法務省 ②不正行為の防止

後見等監督処分事件・後見人等の報酬付与事件の新受件数の推移(平成23年～平成27年)

- 家庭裁判所は、成年後見人等による不正行為の有無等の調査を行うため、①後見等の事務の状況を審査する後見等監督処分事件と、②後見人等に報酬を付与する報酬付与事件を処理している。
- 報酬付与の際には、後見等事務の状況を審査することになるため、この機会が不正防止の役割も果たしている。
- 平成27年については、後見等監督処分事件が前年比約16.6%の増加、後見人等の報酬付与事件が前年比約32.3%の増加となっている。



(注) 任意後見監督処分事件及び任意後見監督人報酬付与事件は含まれていない。

後見監督人について

○後見監督人について

- 家庭裁判所は、**必要があると認めるとき**は、被後見人、その親族若しくは後見人の請求により又は職権で、後見監督人を選任することができる(民法849条)。保佐人、補助人についても同様。

➡ 以下のような場合に、後見監督人が選任されることがある。

- ・ 管理する財産が多額、複雑など専門職の知見が必要なとき
 - ・ 成年後見人と成年被後見人の利益相反が想定されているとき(遺産分割等)
 - ・ その他、親族後見人に専門職のサポートが必要と考えられるとき
- 平成23年から平成27年までの各年に、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人が選任された件数は以下のとおりである。

平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
1,751件	2,255件	2,723件	3,213件	4,722件

○後見監督人の報酬について

報酬額は裁判官が事案ごとにふさわしい額を決めているが、後見制度の利用者に向けた参考資料として東京家庭裁判所は「成年後見人等の報酬額のめやす」を公表している。

「成年後見人等の報酬額のめやす」(平成25年1月1日付け東京家庭裁判所、東京家庭裁判所立川支部)より抜粋

- 基本報酬
成年後見人が管理する財産額が5000万円以下の場合には月額1万円～2万円、管理する財産額が5000万円を超える場合には月額2万5000円～3万円。
- 付加報酬
後見監督人として特別な事務を行った場合には、相当額の報酬を付加することがある。

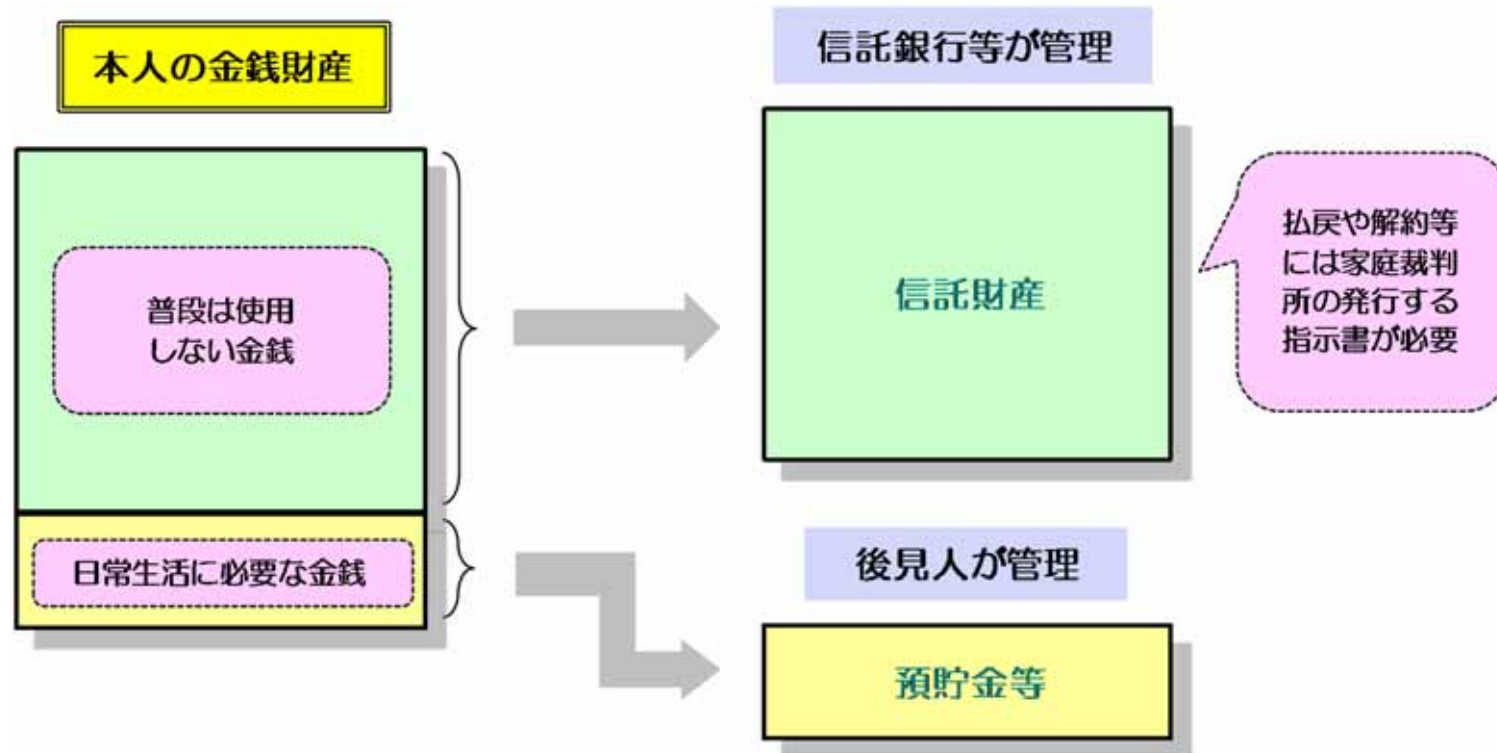
後見制度支援信託について

- 後見制度支援信託は、本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みであり、本人の財産を適切に保護するための方法の一つ。
- 後見制度支援信託を利用すると、信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするにはあらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要。

原則として、弁護士や司法書士等の専門職後見人が財産を信託する信託銀行等や信託財産の額などを検討した上で、家庭裁判所の指示を受けて、信託銀行等との間で信託契約を締結する。

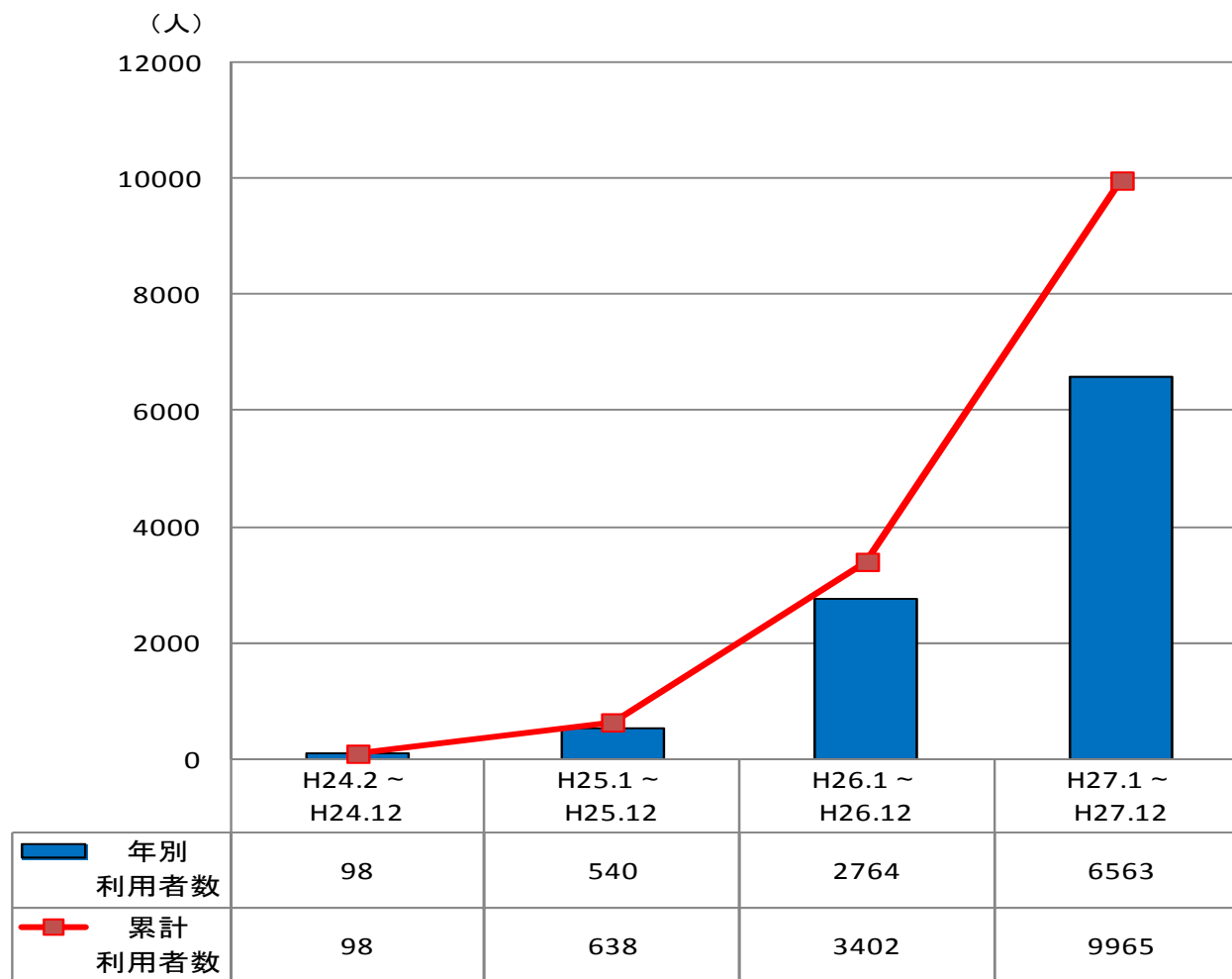
成年後見と未成年後見において利用することができ、保佐、補助及び任意後見では利用できない。

信託することのできる財産は、金銭に限られる。



後見制度支援信託の利用状況(平成24年2月～平成27年)

- 後見制度支援信託は、成年被後見人等の財産を適切に管理・保護するための仕組みの一つである。その利用者数は、近年大幅に増加しており、平成24年2月から平成27年12月までの利用者数の累計は9,965人となっている。
- 平成27年の後見制度支援信託の利用者数は前年の約2.4倍に増加している。

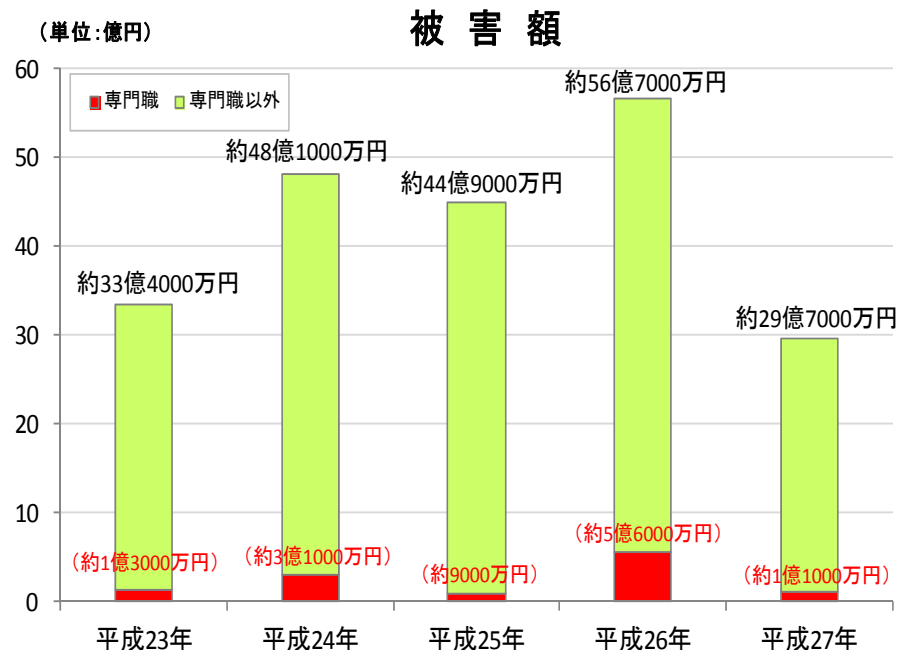
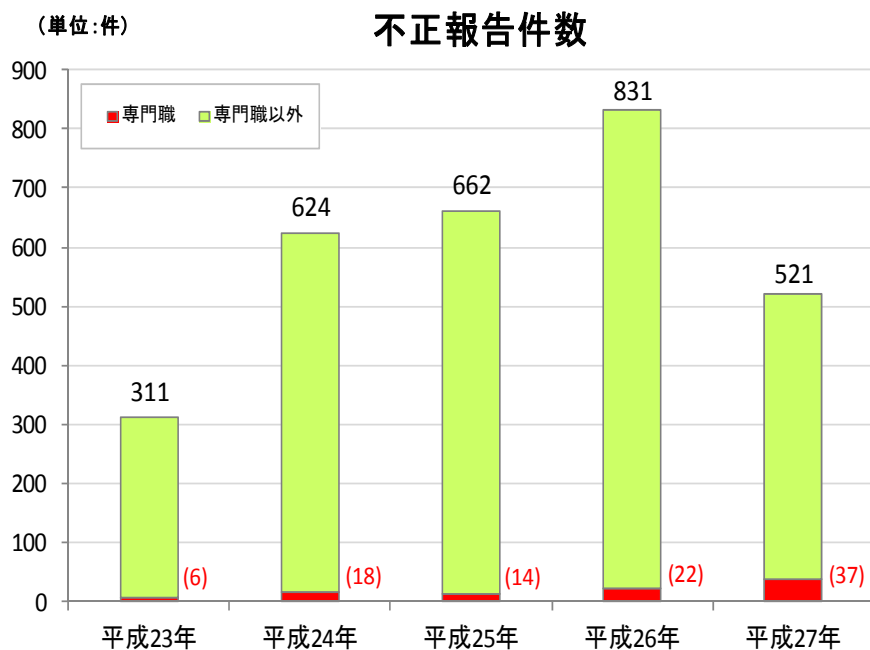


(注1) 後見制度支援信託は、平成24年2月1日に導入された。

(注2) 各年の1月から12月までの間に、後見人が代理して信託契約を締結した成年被後見人数及び未成年被後見人数である。
(後見制度支援信託の対象は、成年後見及び未成年後見のみであり、保佐、補助及び任意後見では利用できない。)

成年後見人等による不正報告件数・被害額(平成23年～平成27年)

○ 成年後見人等による不正報告件数は、平成26年まで増加傾向にあったが、平成27年には不正報告件数及び被害額はいずれも減少している。
 (注)各年の1月から12月までの間に、家庭裁判所が不正事例に対する一連の対応を終えたとして報告された数値であり、不正行為そのものが当該年に行われたものではない。



括弧内の数値は、専門職の内数である。

(注)「成年後見人等」とは、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人、未成年後見人及び各監督人をいう。